

第1回知的財産取引検討会

～特許庁の取組について～

令和2年7月22日

特許庁 総務部 普及支援課



目次

- 1 特許庁の取組について
- 2 中小企業における知的財産権の活用状況
- 3 特許庁による中小企業の知財活動の調査内容
- 4 中小企業の知的財産の保護・活用の支援となる取組
- 5 中小企業における知財トラブルに対する支援
- 6 中小企業への知財関連の普及・啓発

① 特許庁の取組について

特許庁のビジョン（持続的経済発展）

- 知財の創造及び利活用の促進により利益を最大化

➡ 持続的な経済発展

- **持続的な経済発展**を知財面から支援

～知財を用いて国を豊かに～

世界最速かつ最高品質の審査
地域・中小企業の知財潜在力の活用

- 日本制度を利用する**世界ユーザーへの貢献**

新たな技術トレンドへの対応

シームレスに世界中で権利取得できる環境



特許庁での中小企業支援の取組

1958年度

近畿経済産業局に「特許室(現：知的財産室)」を設置 (初の地方拠点設置)

1984年度

出願適正化等指導事業 (無料相談会等) の開始

1996年度

各都道府県に「知的所有権センター」を設置

1997年度

すべての経済産業局等 (9ヶ所) に「特許室(現：知的財産室)」を整備

2002年度

「知的財産基本法」成立

2003年度

「知的財産戦略本部」発足

知的財産推進計画の策定 ※以降、毎年度策定

2004年度

経済産業局 (9ヶ所) 「地域知的財産戦略本部」を設置

特許室事業費→地域知財戦略本部事業費

無料の特許先行技術調査支援事業の開始

2010年度で廃止

※2011年度、地域知財戦略本部事業費を廃止

2005年度

「産業財産権専門官」の新設 (中小企業を訪問支援する特許庁職員)

2007年度

「普及支援課」の新設 (地域中小企業支援の企画立案から普及啓発まで一貫で対応する体制を整備)

2008年度

地域中小企業外国出願助成支援事業の開始

2009年度

無料相談会に加え、企業訪問型相談事業の開始

2010年度で廃止

2010年度

「課題解決型相談・コンサルティング事業」の開始

従来の相談事業を一新(2010年度の経済産業省重点施策に位置づけ)

2011年度

「知財総合支援窓口」を都道府県に設置 (特許等取得活用支援事業)

従来の支援事業を整理・再構築し、都道府県ごとに知財のワンストップサービスを提供する事業を実施

2013年度

「中小企業知財戦略支援総合調整官」を新設

「知財担当部長会議」を設置

2014年度

「中小企業・地域知財支援研究会」を設置

知財総合支援窓口に専門家 (弁理士等) を配置

2015年度

地域中小企業知財支援力強化事業補助金の開始

知財金融の開始

知財総合支援窓口の配置専門家を倍増

2016年度

「知財総合支援窓口」(特許等取得活用支援事業) を I N P I T に移管

9月 地域知財活性化行動計画の策定(～2020年3月)

2019年度

戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業の開始

2017年4月より、経済産業局等の「特許室」を「知的財産室」に改組

2020年度

第2次地域知財活性化行動計画の策定(～2023年3月)

産業財産権専門官の活動概要

- 中小企業や支援機関等を対象としたセミナー、中小企業等への個別訪問を通じて、知的財産権制度及び各種支援施策に関する普及・啓発活動を実施。
- 地域未来牽引企業等に対しハンズオン支援を実施。知財戦略に至る前の経営戦略の段階から知財の相談に応じるプッシュ型の訪問をして、知財戦略構築に向けた提案を行う。さらに、課題が明確化すれば、INPITと連携して弁理士等の専門家派遣へとつなげるなど、適宜フォローアップを行うことで企業の課題解決まで導く。
- 特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を聴取し、制度・運用改善への提案を実施。

令和元年度 活動状況

- 中小企業への個別訪問 (216社)
- 制度説明会及び知財セミナーへの講師派遣 (160回)

平成17～令和元年度までの実績

- 中小企業への個別訪問 (3,739社)
- 制度説明会及び知財セミナーの講師 (2,180回)
<※平成17年4月から活動開始>



地域・中業企業の知的財産活動の現状及び課題

地域・中小企業の知的財産活動の現状及び課題

1. 知財活用について意識を持っていない地域・中小企業が依然として多い。
2. 知財経営の実践が進んでいるが、一部の企業に留まっている。
3. 中小企業の実態・ニーズに即した支援施策に対する期待が高まっている。
4. 知財施策を選択し、組み合わせることで活用利点を大きくすることに関心が高まっている。



中小企業支援の方向性

- ① 普及啓発活動を改善・継続させ、知財活用に関する認知度を高め、裾野拡大を図っていく。
- ② 知財経営実践・定着の実情を捉えつつ、一層の進展を促す施策メニューの拡充を図っていく。また、支援対象やテーマを絞るなど、支援資源の戦略的な投入を行う。
- ③ 経営課題の解決に資する施策を、ブラッシュアップしていく。
特に、成果を獲得した中小企業等の声を常に捉えつつ、施策を改善・提案を行う。
- ④ 関係機関・人の連携をさらに強化し、様々な視点で地域・中小企業にアプローチする。

<今後の中小企業支援>

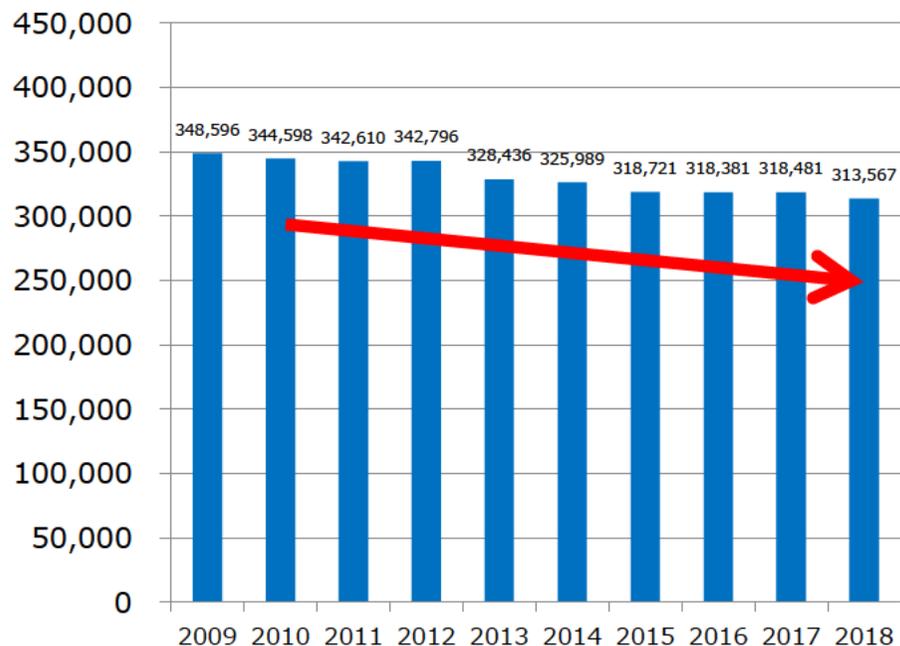
- ① 施策認知度を高める取組を改善・強化し、継続する。⇒「**裾野の拡大**」
- ② ターゲットを絞った重点支援によって、知財活用の効果が見える化。⇒「**ハンズオン支援**」
- ③ 支援ニーズに合った、支援施策の充実化。⇒「**連携強化**」

② 中小企業における知的財産権の活用状況

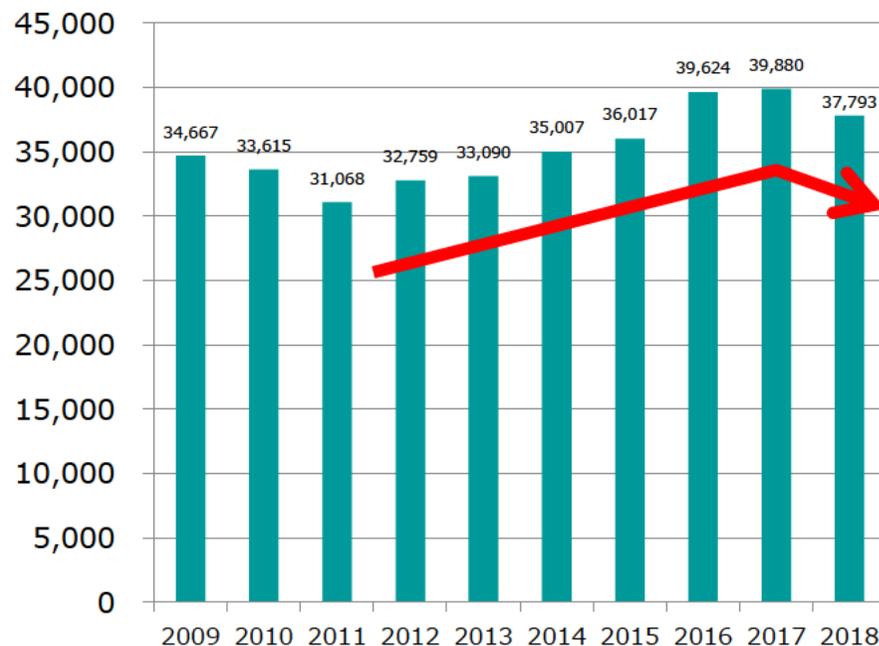
特許出願件数

- 国内全体の特許出願件数は、漸減傾向。中小企業による出願件数は、2011年以降は反転して増加傾向にあったが、2018年は減少（対前年比▲5.2%減）。
- **2018年の中小企業による出願件数は、全体の14.9%。**

特許出願件数の推移（全体）



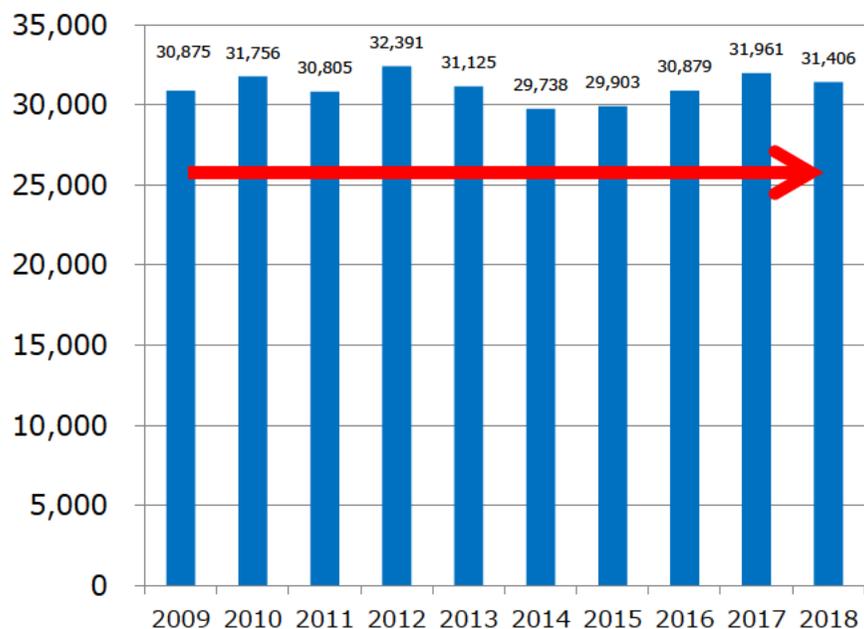
特許出願件数の推移（中小企業）



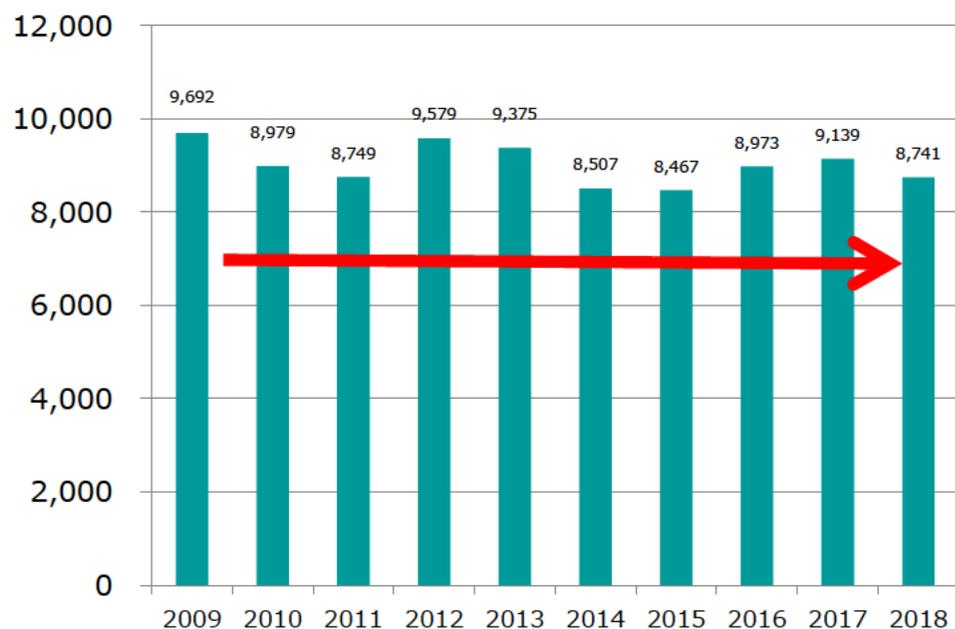
意匠出願件数

- 全体の意匠登録出願件数は、多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移。中小企業による出願件数についても同様の傾向（対前年比▲4.4%減）。
- **2018年の中小企業による出願件数は、全体の37.3%。**

意匠出願件数の推移（全体）



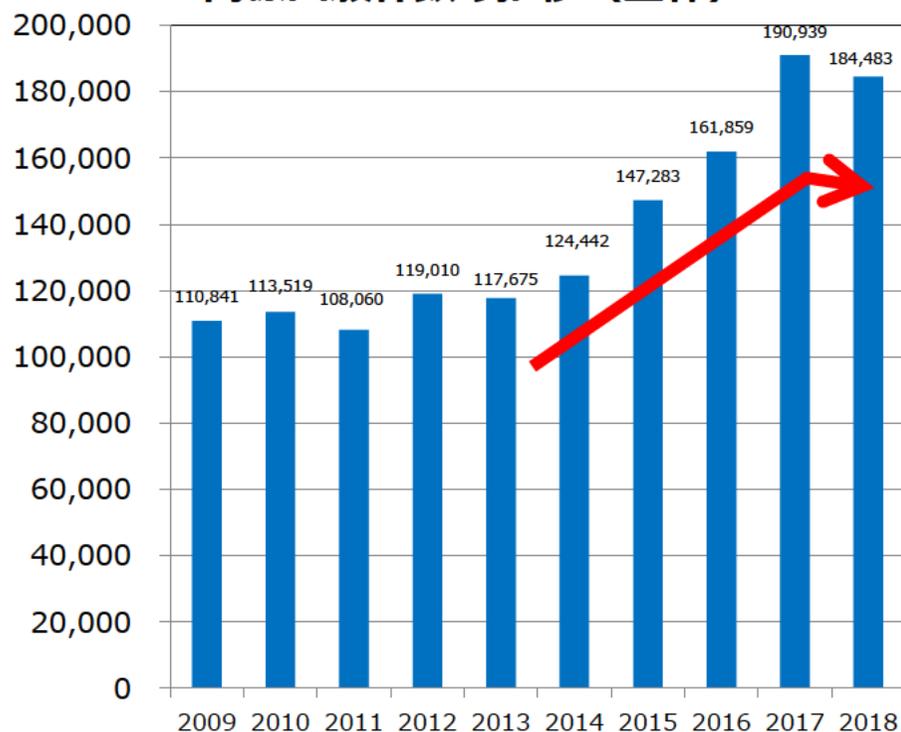
意匠出願件数の推移（中小企業）



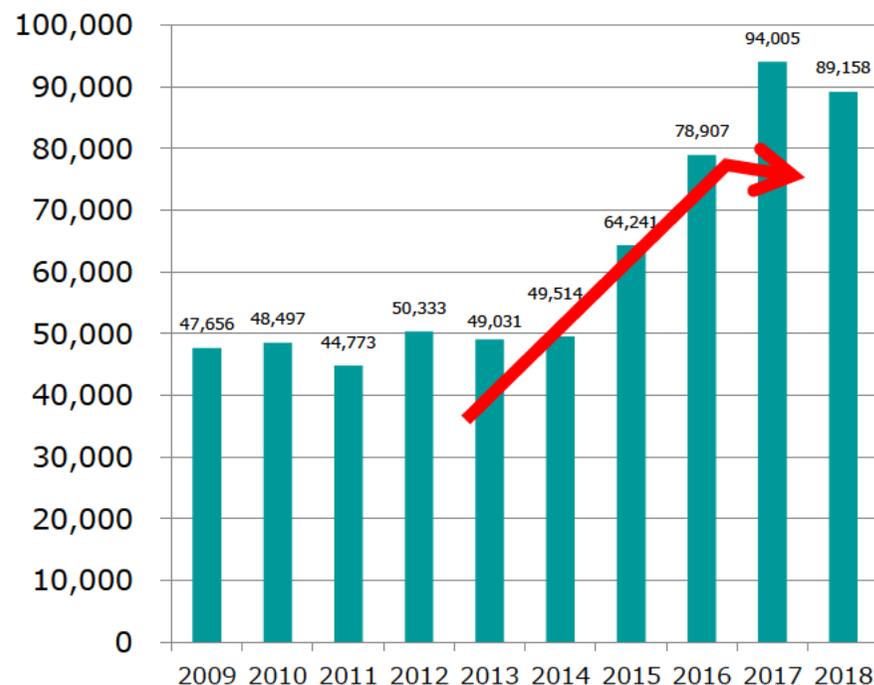
商標出願件数

- 国内の商標登録出願件数は、2015年以降大幅に増加していたが2018年は微減。中小企業による出願件数についても同様の傾向（対前年比▲5.2%減）。
- **2018年の中小企業による出願件数は、全体の61.4%。**

商標出願件数の推移（全体）



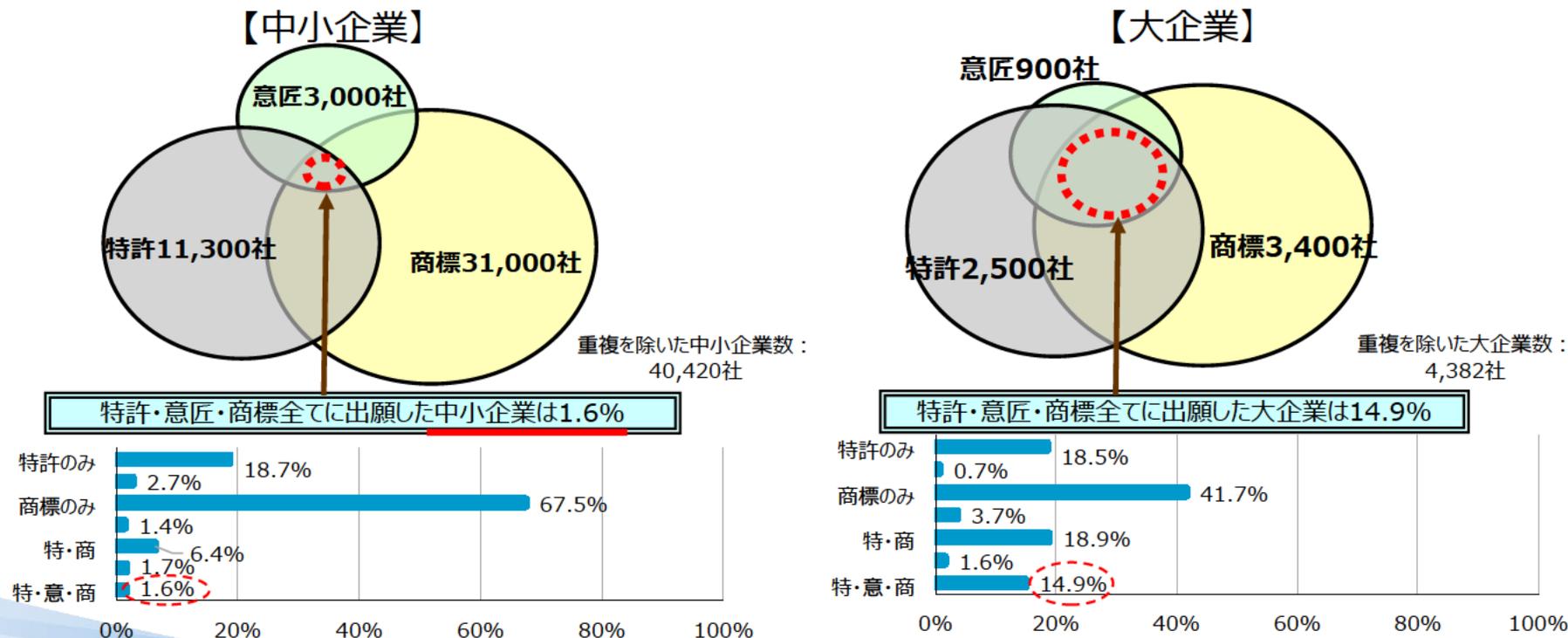
商標出願件数の推移（中小企業）



企業における知財ミックスの活用状況（2020年版中小企業白書）

- 一つの製品やサービスについて、特許に加え、意匠や商標を含めた複数の知的財産権により複合的な保護を図る知的財産権ミックスの動きは大企業に比べて、中小企業では遅れている。
- 特許、意匠、商標全てをあわせて出願した大企業は14.9%に及ぶが、**中小企業は1.6%のみ**。

企業規模別、複数の知的財産権に出願する企業の割合



知的財産の管理がなぜ必要なのか？ 知的財産活動の6つのメリット

メリット1

他との違いが「見える化」される

- ・知的財産権を取得することで、自社の技術や商品の特徴が「見える化」され、他社との違いが明確になる

メリット2

社員の「レベルアップ」を推進できる

- ・従業員のモチベーションアップや、社内の創意工夫の促進に役立つ
- ・ノウハウなどの強みの共有で、社員のスキルが向上する

メリット3

競合する企業との「競争で優位」に立てる

- ・模倣品の開発の阻止に役立つ
- ・新たな競合者の参入防止に役立つ

メリット4

取引先との「交渉力」を強化できる

- ・技術力のある、信頼性の高い企業であることを取引先に示すことができる
- ・大手との交渉で「当社にしかできない理由」を示すことができる

メリット5

顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができる

- ・自社がもつ独自性（オリジナリティ）をPRすることができる
- ・知的財産権をもつことで「本物感」や「安心感」を与えることができる

メリット6

パートナーとの「関係づくり」に生かせる

- ・知的財産権をライセンスすることで自社の技術や商品を他社に「使ってもらう」ことができる
- ・パートナーとなる相手方にも「当社と組む理由」を示すことができる

脱下請に成功したモデル企業の事例（その1）

リーマンショック後の不景気で新技術を活用し、下請け事業者からの脱却へ

株式会社ジノ工業（愛媛県）

事例集 2020 Rights掲載

- 先代の社長の時代からプラントの配管・設備工事や洗浄などの請負事業を行ってきたが、リーマンショック後の不景気により取引先からの受注が減少、**脱下請けを目指し、自分達の技術を使って新たな事業を始めることへ転換。**
- 新たな事業を立ち上げるために、愛媛県知財総合支援窓口を訪問して J-PlatPat を利用。他社の特許情報を検索して、そこで得た技術的ヒントを自社製品の開発に応用して、マイクロバブル発生装置を開発。
- 新製品をゼロからつくろうとすると莫大な時間とコストがかかるが、少しでもショートカットするために**特許文献を活用しない手はない。特許文献を調べることで、他社が持っている様々な技術情報を知るとともに、他社の権利に抵触していないかなどの侵害防止にもつながり、新たな製品開発にも役にたつ。**
- **特許権を取得することで会社の技術力の信頼を得るとともに販路拡大の大きな要因**に。そこからまた、次の技術開発が生まれ、商品力の向上につながっている。今後も現場のニーズに応えることで、ユニークなオリジナル製品を次々と生み出し、更なる事業展開に結びつけようとしている。



出典：株式会社ジノ工業HPより

脱下請に成功したモデル企業の事例（その2）

知財で下請けから開発メーカーへの脱却

落合ライト化学株式会社（愛知県）

知的財産権活用2018掲載

- 遊技機関連部品の受注生産を事業の柱としていたが、娯楽コンテンツの多様化により、**遊技機市場は半分以下に縮小し、売り上げもピーク時の半分以下に減少。**
- 遊技機関連部品の開発では、知財に関して目を向ける機会が少なかったが、異業種に進出した際に、取引先から知的財産権の出願・取得の有無や他社の権利に抵触していないかを問われ、オリジナル製品開発に伴う知的財産権の重要性について意識するようになった。
- この経験から知的財産についてどこに相談すべきか悩んでいた際に、旧知の企業から「知財総合支援窓口」を紹介され、支援を受けるようになった。
- **窓口支援担当者によるアドバイスにより知的財産権に関する知識を深め、**約3年間にオリジナル製品に関する特許・意匠・商標権を7件取得している。
- 自社製品として、遊技台の装飾に使われるLEDをより強く発光させる技術を転用して、カラーコーンにかぶせて使用する**LED点滅機能付きカバー「ぴっかバー」**を開発した。



出典：落合ライト化学株式会社HPより

脱下請に成功したモデル企業の事例（その3）

革新的な製品開発でOEM生産からブランドメーカーに躍進

協和工業株式会社（滋賀県）

知的財産権活用2016掲載

- 1961年の創業以来、主要バルブメーカーに水道用弁栓類をOEM供給してきたが、減少化傾向にあった市場動向を察知し、2002年に自社ブランド「KIC」を立ち上げた。**脱下請けを目指し、独自に確立した営業スタイルと既成概念にとられない製品開発を実施。**
- 自社ブランドの立ち上げを機に、顧客に対する信頼性の向上のためにも、**知的財産の重要性を意識する**ようになり、中小企業関連の支援認定などを活用し、先行技術調査や競合他社の製品を調査しながら、**権利取得・知財管理に力を入れている。**
- 長年電機メーカーの知財担当者であった者を**非常勤顧問として迎え入れる**ことができたのが奏功し、特許の分割出願や意匠・商標出願など、知財全般で**戦略的アドバイスを受けながら、効果的に権利化**できるようになった。
- 作業効率を考えて生まれた業界初の製品「カマンエア」は、レバー操作で簡単にメンテナンスできる空気弁として、「簡単に分解ができるもの」「分解しなくても作動の良否判定ができるもの」との要望に応えた製品で、今では450もの市町村と取引を行っている。



出典：共和工業株式会社HPより

③ 特許庁による中小企業の知財活動の調査内容

特許庁における地域・中小企業に関する調査報告書

特許庁ホームページ

＞資料・統計＞刊行物・報告書＞地域・中小企業に関する調査報告書

地域・中小企業に関する調査報告書

- ・ 「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書（2,3年に一度）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/report_chusho_chizai.html

- ・ 地域・中小企業の知財支援人材に関する調査報告書（単発）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/report_sien_jinzai.html

- ・ 地域別知的財産活動に関する調査報告書について（平成27～29年度で全都道府県分実施）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/chiiki_report/index.html

- ・ 中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアル（単発）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/soshou_manual.html

- ・ 中小企業等に対する料金減免制度を中心とした支援施策に関する調査研究報告書について（単発）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/170703_chushou_genmen_houkoku.html

日本の中小企業の厳しい現実

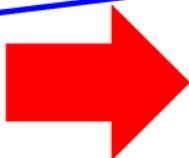
- 出願実績のある中小企業へのアンケート調査の結果、特許等の出願実績のある中小企業においても、**知財情報・知識や人材、資金が不足している**との回答が多い。



④ 中小企業の知的財産の保護・活用の支援となる取組

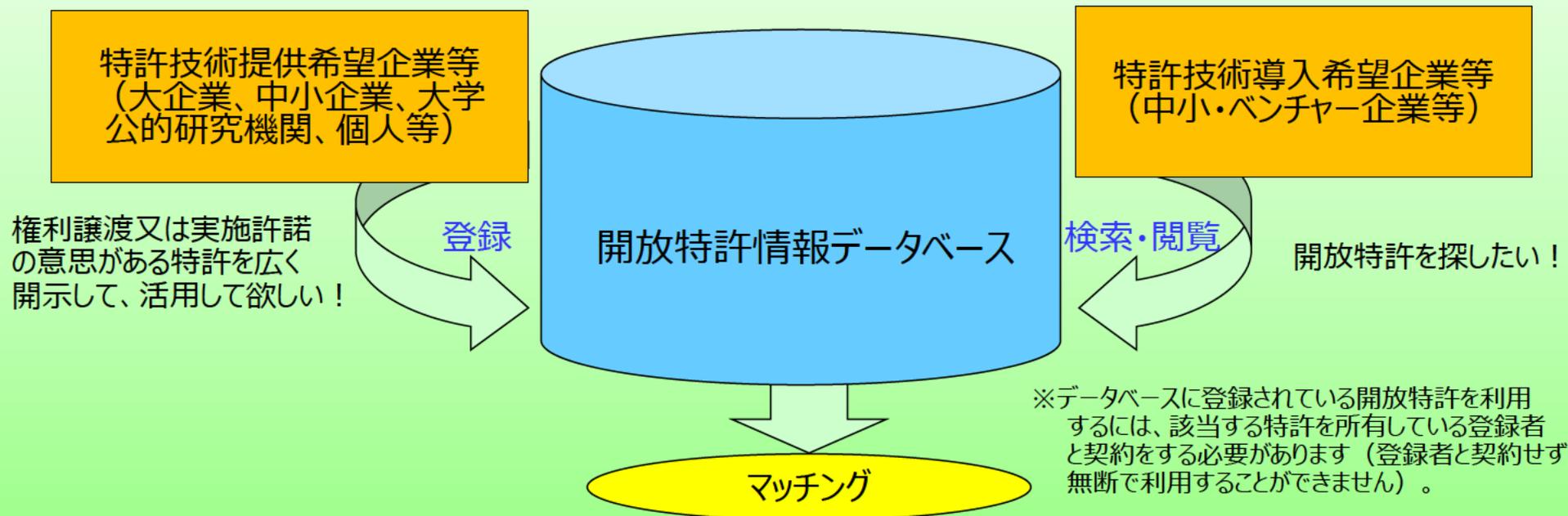
知財支援策の活用事例①（自社ブランド商品を作りたい！）

自社ブランド商品を作りたいと思っていたが、自社の開発力だけではコストも時間もかかる。他社の技術を活用して、新製品の開発をしたい！



開放特許情報データベースに登録している開放特許を活用し、製品化することができました！

開放特許情報データベースの概要



知財支援策の活用事例②（新規参入に向けた情報収集をしたい！）

自主的に研究を進めてきた技術を用い、新規事業分野への参入をすべく、事業化を進める上での必要な情報収集が不足している。



特許情報分析活用支援事業を活用することで、技術トレンドの全体像を把握することができました！

中小企業等特許情報分析活用支援事業の概要

「事業構想～研究開発」、「出願」段階

- ・特許マップ等の作成及び企業訪問を通じた特許情報分析の活用支援。
- ・利用者自己負担無し。（1件あたり100万円を上限）
- ・年5回程度の公募制

事例集の作成

- ・事業利用者の活用事例に関する事例集をHP等で公表（2020年3月現在、計40社掲載。）

事業構想～研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。

出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

特許情報分析による
中小企業等支援
事例集

特許を調べた経営課題を解決？

<2020年3月作成版>

知財支援策の活用事例③（早期に事業化をしたい！）

技術や商品名、デザインをきちんと権利化した上で安心して製品を販売したい。
しかし権利化までには時間がかかってしまう。



一定の要件を満たせば審査着手を早めることが可能な**早期審査制度**を活用！

早期審査制度の概要

<特許>

- ・**中小企業**/個人/大学/T L Oの特許出願
- ・実施関連出願
- ・外国関連出願 など

【特許一次審査通知までの期間】

平均11月→平均2.3月 (2018年実績)

審査請求

審査通知
(一次)

<意匠>

- ・権利化について緊急性を要する実施関連出願
- ・外国関連出願 など

<商標>

- ・出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願
- ・出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願
- ・出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

特許庁発行 知財支援策まるわかりガイド 一部抜粋

人的支援

専門家・人材育成に
関連するサポート



アイデア段階から権利取得ま
でをサポートします

知財総合支援窓口

権利化すべきか秘匿化すべきか
のアドバイスを受けられます

営業秘密・知財戦略相談窓口

要望に応じて知財セミナーを
開催できます

産業財産権専門官

情報提供

情報提供による
サポート



他社の知財情報を調査できます

J-PlatPat

特許（登録）料の支払い期限を
通知します

特許（登録）料支払期限 通知サービス

知的財産を経営に生かしている
中小企業の成功事例をご紹介します

特許庁知的財産活用事例集

顧客とのコミュニケーション
ツールを活用できます

知財金融ポータルサイト

資金

資金による
サポート



中小企業は料金が減免されます

特許料減免

外国出願に要する費用の1 / 2
が助成されます

外国出願補助金

海外での係争費用が助成されます

防衛型侵害対策支援

特許情報分析（特許マップを
無料で作成）の支援を受けられ
ます

特許情報分析活用支援

支援のポイント

これらのアイコンを表示

専門家・人材育成に
関連するサポート



情報提供による
サポート



資金による
サポート



詳しく知りたい方は🔍検索キーワードからもアクセスできます！

中小企業等の料金軽減制度

特許庁中小企業応援宣言！



2020年4月改訂

2019年4月～ 中小企業等の料金軽減制度のご案内

中小企業等の皆様が、特許庁に納付いただく
「出願審査請求料」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が軽減されます。

証明書類の提出も必要なく、簡単な手続で
申請できます。

中小企業※の特許料金が**1/2**に

小規模企業※・中小ベンチャー
企業※の特許料金が**1/3**に

福島浜通り等の中小企業の特
許料金が**1/4**に

※大企業の子会社である中小企業は除きます。

料金軽減制度の
詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

料金軽減制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料 : **1/2**に軽減

特許料（1～10年） : **1/2**に軽減

＜PCT国際出願＞

送付手数料・調査手数料 : **1/2**に軽減

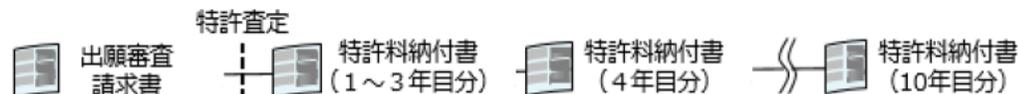
予備審査手数料 : **1/2**に軽減

国際出願手数料 : 納付金額の**1/2**相当額を交付

取扱手数料 : 納付金額の**1/2**相当額を交付

※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で
PCT国際出願をする場合に対象となります。

出願審査請求料・特許料の軽減申請方法



出願審査請求料の軽減を受ける際には、【手数料に関する特記事項】に**軽減を受ける旨及び軽減申請書の提出を省略する旨**を記載します。

特許料の軽減を受ける際には、【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、**軽減を受ける旨及び軽減申請書の提出を省略する旨**を記載します。

料金軽減申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人

出願審査請求書
／特許料納付書
+ 特記事項への記入

特許庁

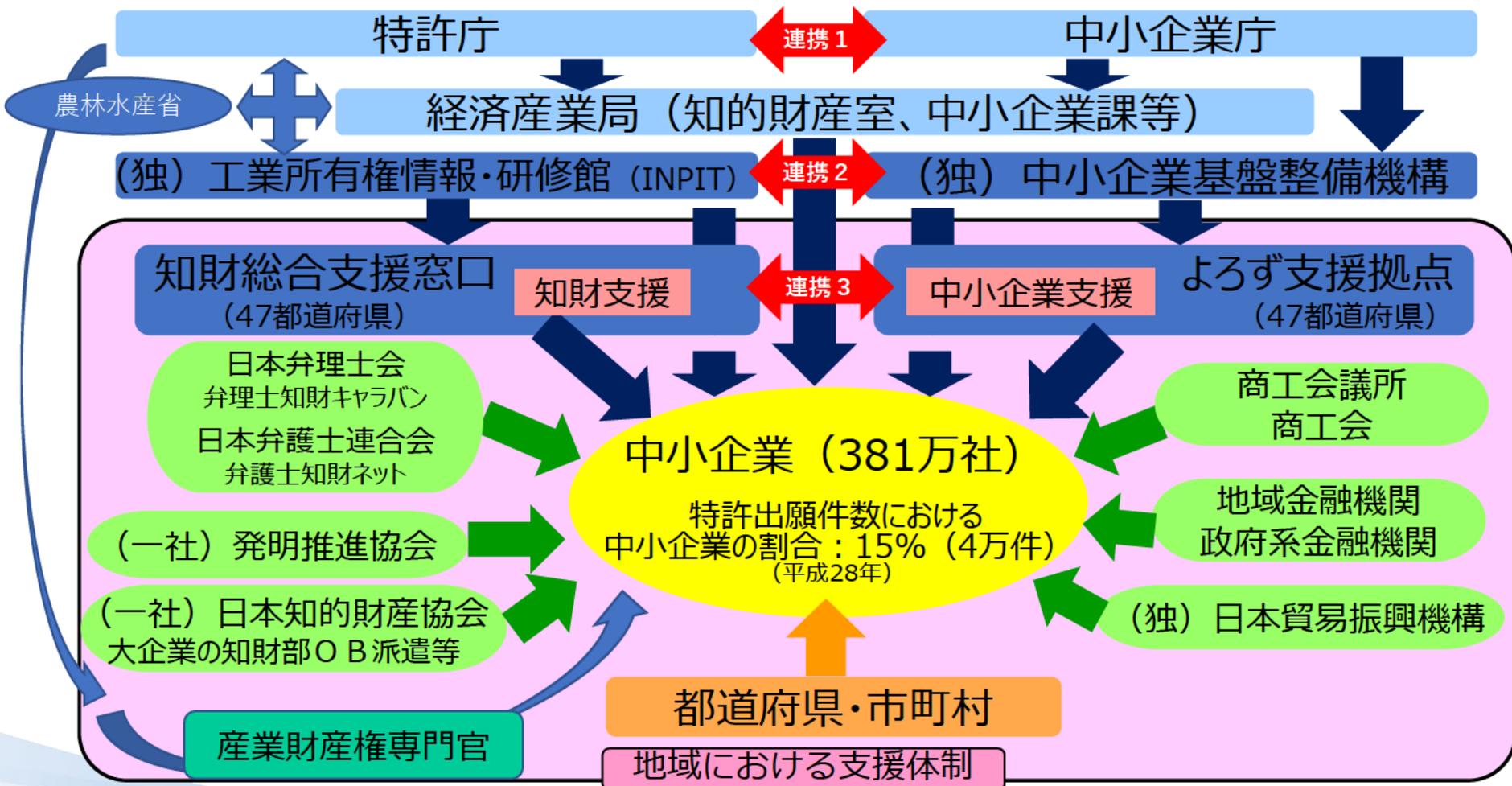
軽減を受ける旨の記載内容、
共同出願における審査請求書・
納付書への記載方法など
詳細な料金軽減申請方法は
こちら



(特許庁ホームページ)

地域・中小企業の支援体制（中小企業施策との連携）

- 地域では、「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点」が連携して、中小企業の知財取得・活用を支援。
- 弁護士、弁理士など関係する専門家の知見も活用。



⑤ 中小企業における知財トラブルに対する支援

中小企業の知財トラブルの主な項目

- 産業財産権専門官がこれまで全国各地の企業訪問を行った際のヒアリングにて、知財のトラブルとして話していただいた主な項目は、以下のとおり。

商品開発

- ・ 共同開発していたのに、勝手に出願された。
- ・ 協力関係を求めたことで自社のアイデアや営業秘密が持ち出された
- ・ 製品化の際に先行技術の調査をしなかったことにより、完成したのに特許侵害を避けるために仕様の変更

弁理士との関わり

- ・ 弁理士の言うとおりにしたが、権利範囲が狭いものしか特許にできなかった
- ・ 拒絶理由通知書の対応でもめた

社内体制

- ・ 権利関係を事前に調べておくことの重要性を痛感
- ・ 知財権そのものを理解できていない
- ・ 知財人材の不足
- ・ 知財意識が不十分

訴訟に巻き込まれた

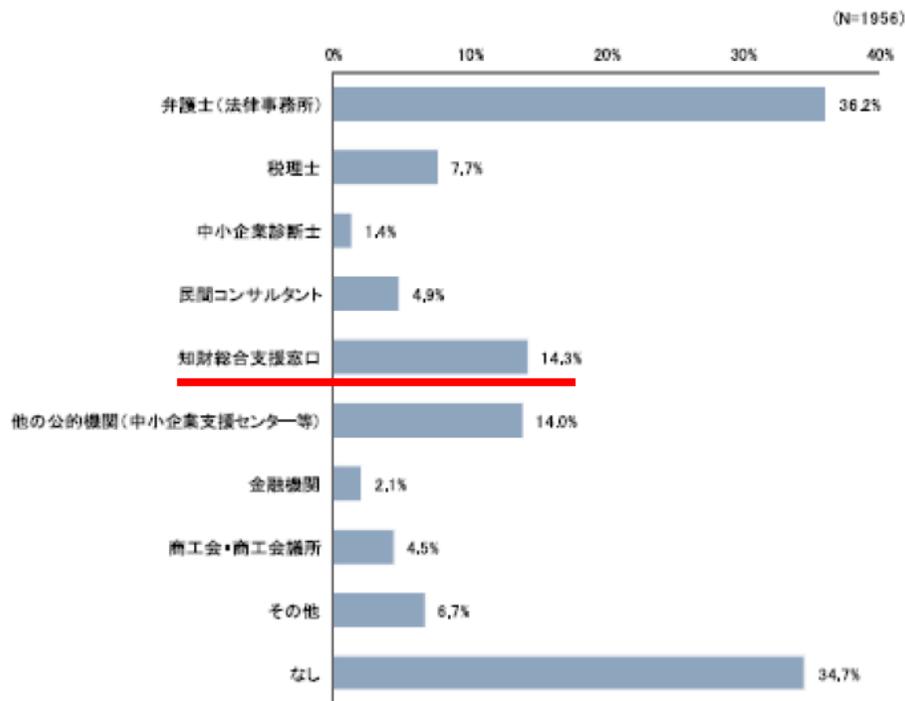
- ・ 警告状が送られてきた
- ・ 訴訟を起こされた
- ・ 他社に先に出願された
- ・ 模倣品の販売を見つけた

中小企業の知財トラブルにおける主な相談先

■ 中小企業で弁理士以外の相談先として、知財総合支援窓口を活用するとの回答は、**14.3%**。利用した結果の満足度は、**43.2%**。

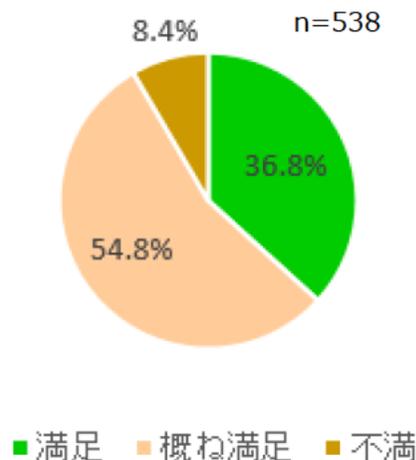
図表 III-73 : 弁理士以外への相談先(複数回答)

Q14 社内体制について ④知財(知財活動を含む)に関して弁理士以外に、どなたに相談することがありますか。(いくつでも)



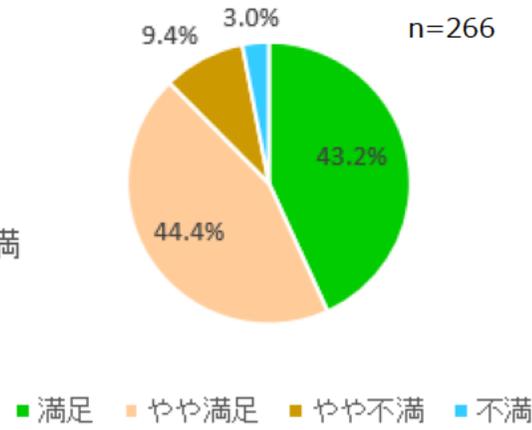
注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

平成25年調査



知財総合支援窓口を利用した結果の満足度

平成30年調査



満足度は43.2%と5年前より6.4%上昇

⑥ 中小企業への知財関連の普及・啓発

特許庁の更なる取組（ハンズオン支援事業の強化）について

- 特許庁、経済産業局知的財産室、I N P I Tが、**地域未来牽引企業や戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）採択事業者、ベンチャー企業等の知財活用のポテンシャルの高い企業**に対し、「待ち受け型」ではなく「**プッシュ型**」で経営戦略構築の段階から訪問し、**ハンズオンで事業成長までフォローアップ支援**を実施。（地域未来牽引企業関連の所管である地域経済産業グループや、サポイン事業の所管の中小企業庁と連携）

特許庁令和2年度実施庁目標

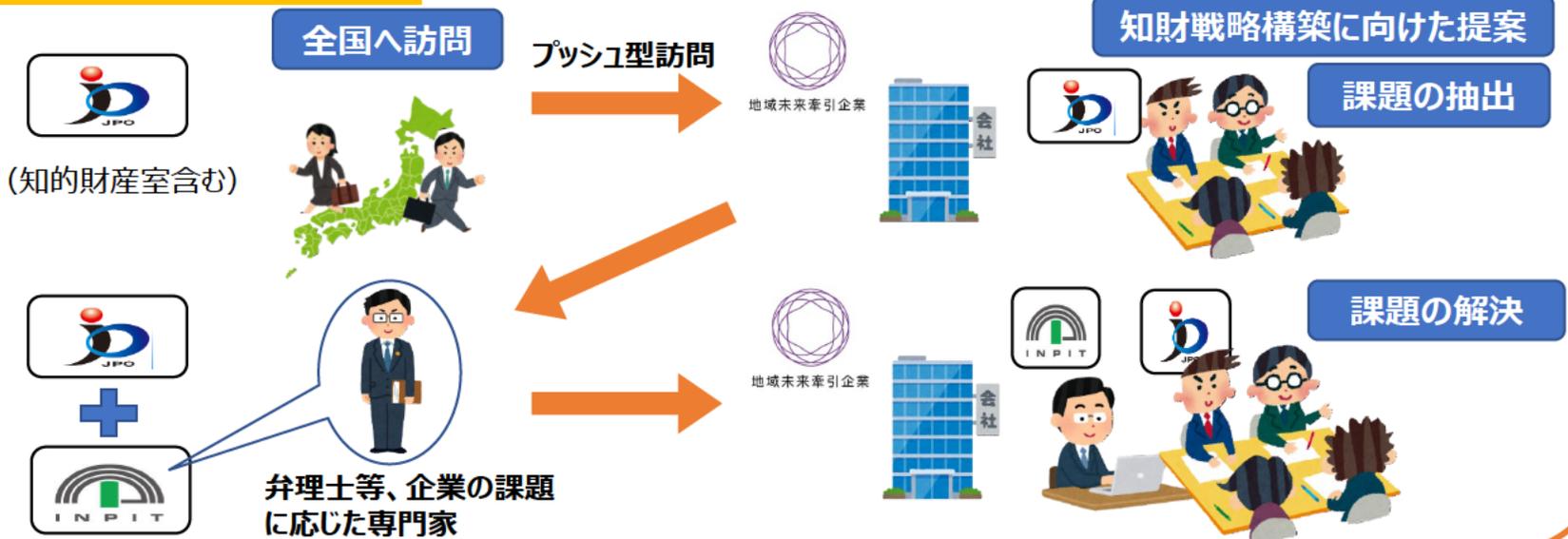
- 地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数について、「**250件以上**」とする。

第2次地域知財活性化行動計画（基幹指標）

- 地域未来牽引企業・サポイン採択企業・ベンチャー企業等のターゲット化された企業に対する知財戦略構築のためのハンズオン支援社数：**250社/年度(2020～2022年度累計750社)**

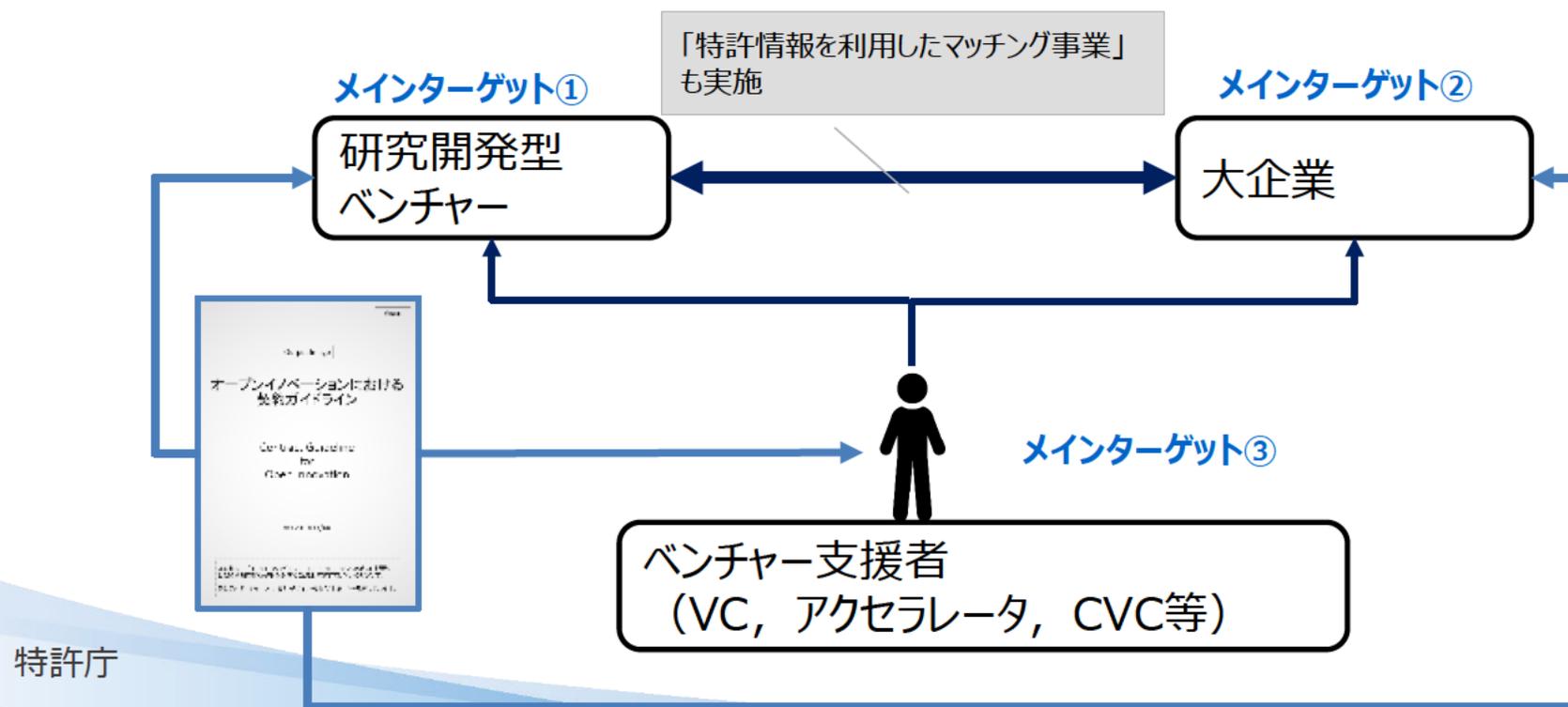
ハンズオン支援のイメージ

プッシュ型訪問
専門家派遣



(参考) オープンイノベーション「モデル契約書」事業について

- 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチームの推進する経産省との共同事業、公取委とも連携。
- 特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携を促進するため、共同研究契約やライセンス契約などを交渉する際に留意すべきポイントについて解説した『モデル契約書ver1.0』を取りまとめ、2020年6月30日に連名で公表した。



地域団体商標制度について

- 地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として2006年4月に導入された。通常の商標では、地域名 + 商品・サービスは登録できないところを、地域ブランドの推進の観点から、特別に地域団体商標制度を創設（2006年商標法改正）
- 「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる**文字商標**について、**登録要件を緩和する（※）制度**
 （※）通常、「地域名 + 商品（サービス）名」の組み合わせからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録できない
- 地域団体商標出願できる主体は、(1)事業協同組合等の特別の法律により設立された組合 (2)商工会 (3)商工会議所(4)NPO法人 (5)これらに相当する外国の法人

地域団体商標 = 「地域名 + 商品（サービス）名」

主な登録例

農業協同組合

地域別登録件数 **679件**

※複数都道府県にまたがるものはそれぞれカウント
 （栃木、茨城：本場結城紬、東京、埼玉：江戸木目込人形）

「米沢牛」

山形おきたま
 農業協同組合
 商標登録
 第5029824号

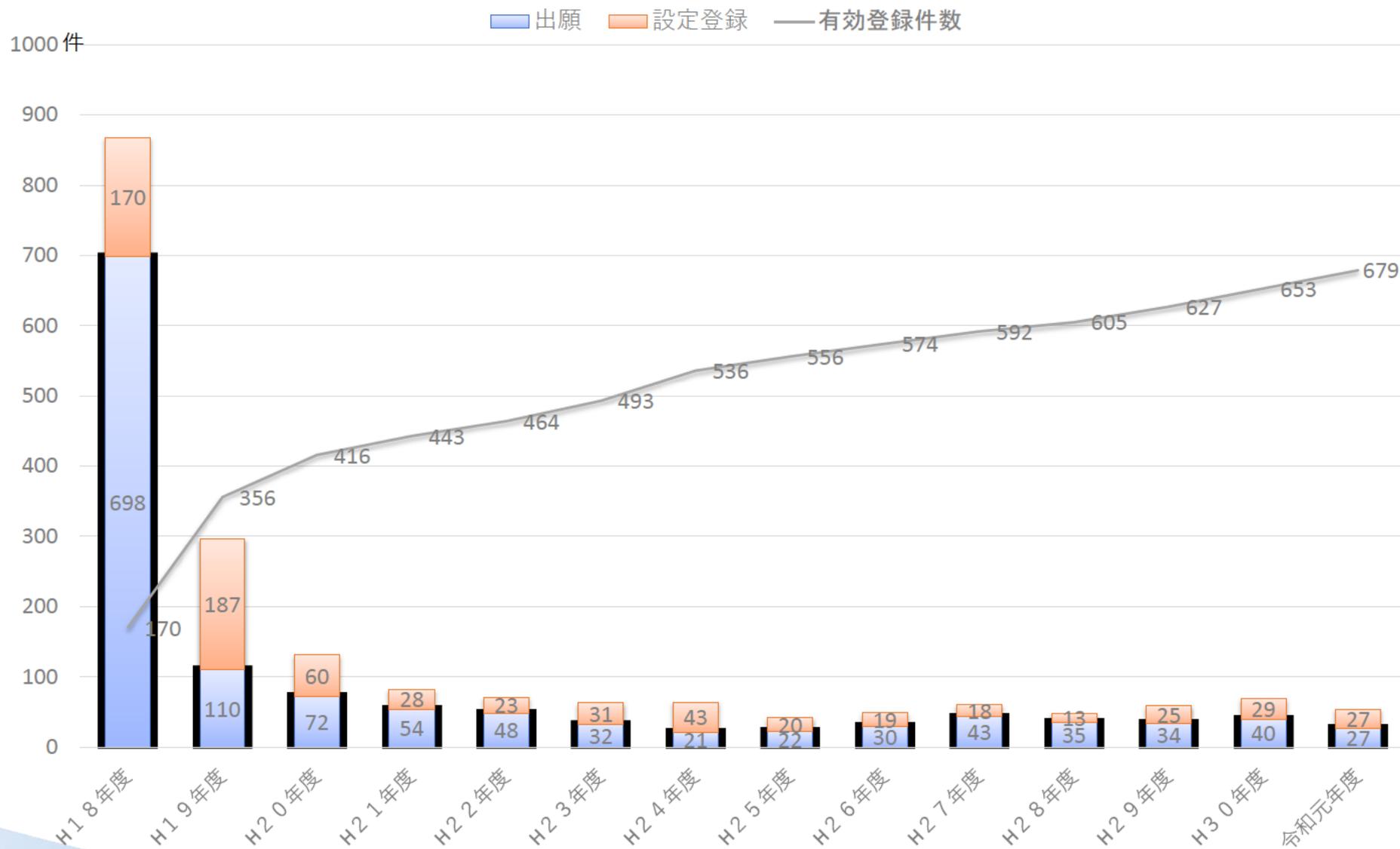


地域団体商標マーク



北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
34	11	6	6	11	11	9	4	8	9
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
8	16	20	9	13	9	7	27	19	30
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
15	12	34	18	12	67	11	38	11	13
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
6	9	9	15	10	5	6	5	12	20
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	海外		
7	9	14	12	7	16	18	3		

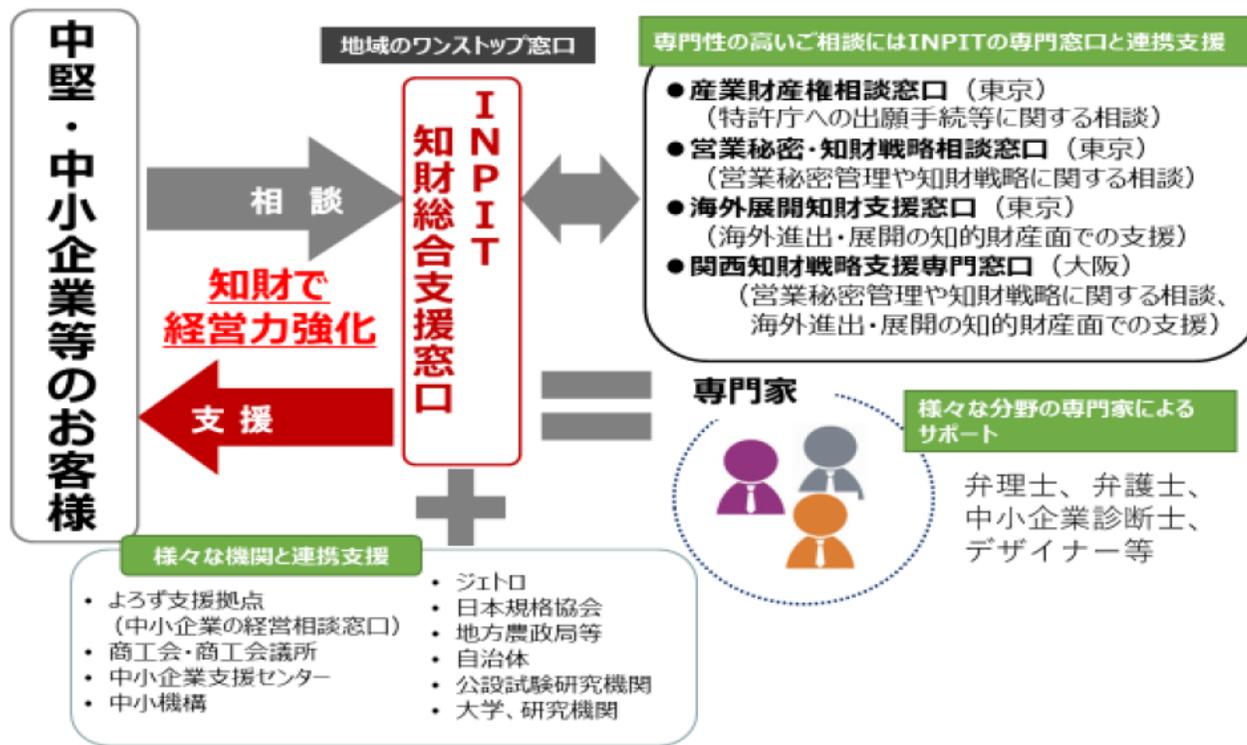
地域団体商標出願、登録件数 年度別推移



知財総合支援窓口（関係機関と連携した支援）

※INPIT事業として実施

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開・海外展開までの幅広い経営課題を、**知的財産の側面からワンストップで解決する一元的な窓口**を2011年度から47都道府県に設置。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や、支援機関との連携等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、高度な知的財産の課題等を解決支援。



中小企業支援拠点との連携

- 地域の商工会・商工会議所や中小企業支援センター等との連携を図ることで、**より広範なワンストップサービスを実現**。中でも、**よろず支援拠点との連携を強化しており、連携実績は2019年度で2,615件**。

農林水産省との連携

- 農林水産省主催の農林水産業普及指導員向け研修において**事業及び活用事例等を紹介**。窓口利用の促進と連携強化を図った。

知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携件数及び位置関係

■ 知財総合支援窓口とよろず支援拠点が、同一の建物にある場合には連携件数も多くなっている。
茨城県 143件、山梨県 102件、栃木県 77件、群馬県 62件。

	よろず支援拠点との連携件数	総合支援窓口とよろず支援拠点場所の関係		よろず支援拠点との連携件数	総合支援窓口とよろず支援拠点場所の関係		よろず支援拠点との連携件数	総合支援窓口とよろず支援拠点場所の関係
北海道	57	離れている／同一市内	静岡県	18	離れている／同一市内	岡山県	48	同一建物／階数違い
青森県	90	離れている／同一市内	新潟県	71	離れている／同一市内	広島県	45	離れている／同一市内
岩手県	37	同一敷地内／別建物	愛知県	116	離れている／同一市内	山口県	87	離れている／同一市内
宮城県	74	離れている／同一市内	岐阜県	57	離れている／同一市内	徳島県	53	離れている／同一市内
秋田県	59	同一建物／同一フロア	三重県	97	離れている／同一市内	香川県	30	離れている／同一市内
山形県	27	離れている／同一市内	富山県	64	同一建物／同一フロア	愛媛県	29	離れている／同一市内
福島県	38	離れている／同一市内	石川県	46	同一建物／同一フロア	高知県	12	同一建物／階数違い
茨城県	143	同一建物／同一フロア	福井県	42	離れている／隣接市内	福岡県	49	同一建物／階数違い 他
栃木県	77	同一建物／同一フロア	滋賀県	37	離れている／隣接市内	佐賀県	35	同一建物／階数違い
群馬県	62	同一建物／同一フロア	京都府	48	離れている／同一市内	長崎県	84	離れている／別市内
埼玉県	39	離れている／同一市内	大阪府	47	離れている／同一市内	熊本県	20	離れている／別町内
千葉県	27	離れている／同一市内	兵庫県	69	離れている／同一市内	大分県	66	離れている／同一市内
東京都	48	離れている／同一区内	奈良県	71	同一建物／階数違い	宮崎県	46	同一建物／同一フロア
神奈川県	54	離れている／同一市内	和歌山県	84	離れている／同一市内	鹿児島県	49	同一建物／階数違い
長野県	38	離れている／同一市内	鳥取県	24	離れている／同一市内	沖縄県	56	離れている／同一市内
山梨県	102	同一建物／同一フロア	島根県	43	同一建物／階数違い	合計	2,615	H31-R01FY

連携件数は令和元年度、位置関係は令和2年4月1日現在

データ：INPIT提供 資料：特許庁作成

知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携事例

支援事例① 株式会社三恵技研工業

(茨城県日立市 従業員25名)



■知財総合支援窓口活用のきっかけ

細菌やウイルスなどの微生物を培養する装置の開発を検討する中で茨城県よろず支援拠点に相談。他社との差別化のために知的財産の取得を行いたいとのことで、知財総合支援窓口と連携して支援。

⇒特許の権利化を図ることができました。

支援事例② アンリエット

(茨城県つくば市 従業員2名)



■知財総合支援窓口活用のきっかけ

自然派素材と天然酵母発酵技術を活用した新しい低糖質パンを開発。特許取得でのPR効果による低糖質パンの普及と事業発展を狙い、茨城県よろず支援拠点の紹介で知財総合支援窓口と連携した支援を実施。

⇒特許の権利化、商標権も取得。

支援事例③ j's株式会社

(山梨県北杜市 従業員1名)



☆よろず支援拠点活用のきっかけ

漆工芸の新技術を活かした事業展開に向けて社名等の商標登録のために山梨県知財総合支援窓口を訪れた相談者だったが、資金繰りが厳しい状況だったため、山梨県よろず支援拠点を紹介。資金繰りや販路開拓を含めた支援を展開。

⇒資金繰りを改善し商品の生産を開始、さらなる売上拡大に。

支援事例④ 支援機関の連携



◇大光銀行と知財総合支援窓口とよろず支援拠点とが連携し、セミナーと個別相談会を開催

⇒会場を銀行が準備、知財総合支援窓口からは知財に関するトラブル事例について、よろず支援拠点からは知財の有効活用による商品化についてご紹介

特許庁の中小企業向け知的財産支援策の紹介

知財に関する様々な支援策についてこれ1冊でまるごと！わかるカタログです。
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/panhu12.pdf>



アイデアなどを権利化したい

取得した権利を活用したい方

さらに海外展開を目指す方

中小企業の方を顧客とする支援者の方

対象者別に支援メニューを幅広く掲載



その他、特許庁ホームページには、「特許庁各種パンフレット一覧」のページがあり、各種パンフレットを掲載。

こちらからダウンロードができます。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>

特許庁の中小企業向け支援メニューの紹介

特許庁ホームページ



文字の大きさ [小](#) [中](#) [大](#) [English](#) [投書箱 \(ご意見・ご要望\)](#) [ホームページの使い方](#) [アクセスマップ](#)

ENHANCED BY Google



[用語解説](#)

[ホーム](#)

[お知らせ](#)

[制度・手続](#)

[支援情報・活用事例](#)

[資料・統計](#)

[特許庁について](#)

[お問い合わせ Q&A](#)

中小企業の皆様へ
知的財産権を事業に活かそう

知的財産権とは？



アイデアなどの
権利化を考えている方



取得した権利を
活用したい方



海外展開を目指す方



中小企業を顧客とする
支援者の方



地域の支援情報をお探しの方



もっと知りたい方へ
(イベント情報)



関連リンク集



特許庁のホームページでも中小企業の皆様向けに知的財産の取組について目的別で紹介。

知財活用事例集 “Rights” 発刊



その“価値”を、どう使うか

自社が保有する知的財産権を**経営資源**として

企業成長につなげるヒントがここに。

“Rights = 権利”で終わらせない、**知の経営**を後押しする入門書が完成。



基礎からわかる、
学びから実践へ導く
具体的かつ見やすい記事

全国の中小企業から
選りすぐり**20事例**を紹介



発行：2020年4月

「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画公開（デザイン経営PT）



【目的等】

- ターゲットは知財無関心層や中小企業経営者、伝えたい内容は、知的財産の重要性
- 従来の情報発信ではターゲットに届かないことが課題
- 最も身近な商標権を取り上げ、拡散しやすい形を検討。
- 無関心層にとって「自分ごと」として捉えられる内容かつ興味を引きやすい内容とすべく、動画及び特設サイトを公開。

【動画視聴回数等】

Twitter 約320万

Youtube 約170万回

- 官公庁動画において100万回以上動画は全体の約0.4%
- いいね率：約98%
(いいね549、わるいね13)

特設サイト訪問者数：約23万回

【反響等】

想定ターゲットによるツイートが以下の通り得られており、当初の目的はある程度達成したと考えられる。

- 普段興味を持たない若年層、自分たちの世代にはピッタリ。
- ベンチャー企業の場合、特許より商標の方が実は重要ということが多い。
- 特許庁が作ったこの動画を見てくれ！（中小企業経営者）

有り難うございました。

特許庁 総務部 普及支援課

